

(別添2)

法第2条第4項第1号の政令で定める権利の具体例

別表第1

番号	指定権利		具体例
1	保養のための施設又はスポーツ施設を利用する権利	保養のための施設 利用権スポーツ施設 利用権	リゾート会員権ゴルフ会員権、 スポーツ会員権
2	映画、演劇、音楽、スポーツ、写真又は絵画、彫刻その他の美術工芸品を鑑賞し、又は観覧する権利		映画チケット、演劇チケット、 音楽会チケット、スポーツ観覧 チケット、写真展チケット、美 術展チケット
3	語学の教授を受ける権利		英会話サロン利用権